

**(仮称)文京区景観計画骨子(案)の
パブリックコメント等の結果について**

目次

1 意見・質問の集計.....	2
(1) パブリックコメント（意見募集）.....	2
(2) 区民説明会.....	2
(3) 意見・質問の内訳.....	2
2 意見・質問と区の考え方.....	3
(1) パブリックコメント（意見募集）における意見と区の考え方.....	3
(2) 区民説明会における意見・質問と区の考え方.....	14
①12月15日（木）駒込地域活動センター.....	14
②12月16日（金）不忍通りふれあい館.....	19
③12月19日（月）アカデミー茗台.....	22
④12月20日（火）文京福祉センター.....	26
⑤12月22日（木）アカデミー文京.....	26

1 意見・質問の集計

(1) パブリックコメント（意見募集）

意見募集期間	意見提出者数	意見数
平成23年12月15日（木）～平成24年1月16日（月）	10人	20件

(2) 区民説明会

日時	会場	参加者数	意見・質問数
平成23年12月15日（木）	駒込地域活動センター 2階 多目的室	10人	21件
〃 12月16日（金）	不忍通りふれあい館 4階 会議室	4人	9件
〃 12月19日（月）	アカデミー茗台 7階 学習室B	9人	16件
〃 12月20日（火）	文京福祉センター 6階 視聴覚室	2人	7件
〃 12月22日（木）	アカデミー文京 地下1階 学習室	11人	22件
		計36人	計75件

(3) 意見・質問の内訳

区分	件数	割合
景観全般に対する取組	7件	7.4%
目標と方針	6件	6.3%
景観特性	8件	8.4%
景観形成基準	5件	5.3%
規制・誘導	17件	17.9%
建物高さ	10件	10.5%
景観形成重点地区	9件	9.5%
公共施設の景観	5件	5.3%
景観形成の推進	3件	3.2%
景観基本計画との関係	2件	2.1%
スケジュール・進め方	7件	7.7%
都や隣接区との整合・調整	3件	3.2%
その他	13件	13.7%
計	95件	100.0%

2 意見・質問と区の方針

(1) パブリックコメント（意見募集）における意見と区の方針

番号	区分	意見（原文）	区の方針
1	景観全般に対する取組	<p>「景観」の目標は「住民の豊かな楽しい暮らし」を実現することで、「見映え」はついてくるものである。</p> <p>豊かに楽しく暮せるとはどのようなことか。①毎日のくらしが近隣とのコミュニケーションを発生する ②生活することで自然に近隣と助け合うこととなる ③個人商店が消えていかないような工夫 ④皆が利用する「道」の使い方ソフトの開発 ⑤マンション住民と元からの一戸建住民との利害対立があることをふまえ、地域全体の「住みよさ」を創り出す努力 などであろうと思います。</p>	<p>豊かな楽しい暮らしを実現するためには、様々な計画やそれに基づく施策を展開し、実践を積み重ねていくことが重要と考えております。景観計画では、景観の視点から、景観法に規定している事項を基本とした内容について盛り込んでいきたいと考えております。</p> <p>骨子（案）では「第2章 景観づくりの目標と基本方針」の「(2) 景観づくりの目標」において、「だれもが快適に暮らせるまちづくりが良好な景観づくりにつながる」と記載しており、良好な景観づくりを推進していくことにより、区民が豊かに楽しく暮らせるまちづくりを進めていきたいと考えております。</p> <p>なお、「はじめに」において、景観計画の主旨をより分かりやすく記載いたしました。</p>
2	目標と方針	<p>景観計画については概ね理解出来るが、地域の歴史的な背景やコンセプトに基づいた計画が必要だと思えます。</p> <p>景観を守り、育てるには二律背反する面が生じる可能性がある。</p>	<p>景観計画の策定に当たっては、地域の歴史的な背景を踏まえながら検討しております。</p> <p>「第1章 文京区の景観の特性」の「(2) 歴史・文化」において、歴史的な佇まいを残す建物等を「地域の景観の基礎となる歴史的資産」として、景観特性のひとつに位置付けており、また、「(3) まちのまとまり」において、低層住宅地や下町風情あるまち、寺町など、歴史に培われた特徴的なまち並みを「個性溢れるまちのまとまり」として、景観特性のひとつに位置付けております。</p> <p>さらに、こうした景観特性を生かすため、一定規模以上の建築物等の建築に対</p>

			<p>しては、「歴史的資産」との調和に配慮することや、それぞれの「まちのまとまり」の特性に応じた配慮を求める景観特性基準を設け、景観特性を生かした景観形成を図ります。</p> <p>また、景観の保全と創出を二律背反と捉えるのではなく、調和のとれたものとして景観形成を図っていくことが重要と考えております。</p>
3	景観全般に対する取組	<p>総花的ではあるが、作文としては一応良くできている。しかし、肝腎なのは具体的な施策である。</p>	<p>この度策定する景観計画は景観法に基づくものであり、より実効性の高い景観づくりを進めていくことができると考えております。現在実施している「景観事前協議」の対象を拡大し、景観形成基準への適合を求めて、景観アドバイザーの助言を得ながら、指導を行ってまいります。</p> <p>また、「文の京都市景観賞」や「まち並みウォッチング」など現在実施している事業に加えて、景観形成を更に推進していくために新たに取り組む事業などについて検討してまいります。</p>
4	景観形成の推進	<p>建物の絶対高さ制限も重要であるが、「緑視率」重視の方針には、賛同したい。このためには、区道街路樹（高木／中低木）の植栽増強、ミニ公園数の増加、屋上緑化の推進、生垣の推奨／資金援助等の具体策を盛り込んでほしい。</p>	<p>区道で、幅員に余裕のある路線については、既に街路樹の植栽補植を行い、季節感溢れる道づくりを行っておりますが、その他の路線については、既存の緑の管理、育成の充実を図り、質の高い街路樹植樹帯の整備に努めてまいります。</p> <p>また、ミニ公園数の増加については、都市計画やまちづくりと連携し、民間開発事業等に伴う提供公園や公開空地等の整備によって、公園・緑地の充実を図り、みどり豊かな心休まる都市空間を増やしていきます。</p> <p>屋上緑化や生垣の推進については、助成制度の活用により緑化を推進し、生活環境の保全と改善を図るとともに、美しい景観形成に努めてまいります。</p>

5	その他	<p>骨子（案）51ページの「坂道」及び54ページの「歴史的資産」の図に50/52-53ページの「一覧」の番号を記入してほしい。</p>	<p>景観計画の策定の際には、見やすく分かりやすいものにいたします。</p>
6	建物高さ	<p>今回のマスタープラン2次案にしても、ほとんど住民には知らされておらず、断片的に伝わる情報も全体的に依然として制限を緩和する方向にしか見えない。計画の理念と内容が異なるのは理解しがたい。そもそもなぜ大和郷や小日向台町地域等がもともとの建築基準法に基づく制限地域なのか？当方の住んでいる地域はどうも緩和されるようで、このあたりの線引きにも恣意的な意図を感じざるを得ない。当区に移住してから、学校の統廃合やそのほかの対応にも全体的に意図的な個別・特定の人間・団体に対して便宜を供与するような政策の方向性を感じる。十分な時間・公知、説明が必要な事案であると考えます。再考をお願いしたい。</p>	<p>絶対高さ制限については、文京区都市マスタープランに土地利用方針の基本的な考え方として、「建築物の高さ制限の導入などにより、秩序ある市街地となるよう誘導します。」と記載しており、これを踏まえて、今年度から絶対高さ制限を定める高度地区の指定についての検討を進めております。</p> <p>本駒込6丁目や小日向1・2丁目は、第1種低層住居専用地域に指定されており、高さ10mまたは12mの制限がありますが、この制限は、用途地域の指定に伴って、建築物の高さの限度を定めており、昭和38年から順次指定されてきているものです。</p> <p>絶対高さ制限は、突出した高さの建物の出現を防ぐもので、現行規制に新たに追加する規制です。意図的な個別・特定の人間・団体に対して、便宜を供するものではありません。</p>
7	景観全般に対する取組	<p>関東大震災後の復興期に建築された区立の学校は都内でも文京区は多く残りすでに文京区特有の景観といえます。復興期の学校建築を景観重要建造物として指定し大切に残してもらいたい</p> <p>他区(墨田)の例ですが、学校創立100周年行事で築35年の校舎の外壁改修で建築当時の色に塗ろうとした所、1年前に施行された景観条例で塗ることが出来ませんでした、学校関係は、景観条例について知りませんでした。区の担当の方は、説明会を開きました、と言っていました。その地区で条例に</p>	<p>景観重要建造物については、今後検討していくことになります。</p> <p>景観行政団体への移行、景観計画や条例の施行に当たっては、区民だけでなく、事業者や関係団体へも広く周知を行っていきます。また、景観形成基準への適合を求めて、区と事業者が協議する「景観事前協議」を進める中で、良好な景観形成を図っていきたくと考えております。さらに、区民による地域の景観づくりの機運が高まってきたような場合には、区も積極的に支援していきたくと考えております。</p>

		<p>概当する敷地は、2,3 件です。景観条例は事業主・区役所が前向きな話し合いが出来る環境がスタートラインだと思います。</p> <p>文京区の景観条例は良い景観と一緒に創れるような前向きな気持ちになる条例が出来ればと期待します。</p>	
8	スケジュール・進め方	<p>区民アンケートについて</p> <p>文京区の区民が景観について何を考え、どんな要望を持っているか。たとえば、アンケートのような形で区民の意向を調査したことはないでしょうか。今後もやる意向調査をする予定はないのでしょうか。私は、アンケート調査はするべきだと思います。</p>	<p>平成23年7月～9月にかけて「文京区景観計画の策定に向けた意見交換会」を区内5箇所において、延べ10回実施し、文京区の景観に関心がある方々から、様々なご意見をいただきました。骨子(案)は、これらのご意見を踏まえて作成しております。</p> <p>また、今後も同様に景観計画の策定に向けて、パブリックコメント(意見募集)及び区民説明会を行う予定であり、区民の皆様にご意見を伺う機会を設けてまいります。</p>
9	景観特性	<p>地域別の景観特性について</p> <p>文京区の都市行政の中心は、都市マスタープランであると思いますが、景観計画骨子では都市マスとのつながりがよく見えません。たとえば、文京区内を5つの地域別に見ると、景観の特性・問題点が景観計画骨子には示されていないと思いますが、なぜなのでしょう。具体的に私の住む本駒込2丁目の地域はどのような景観特性があるのかなど、すべての地域別の景観特性を示していただきたいと思います。</p>	<p>都市マスタープランでは、文京区を3地域5区分していますが、これは区の地域特性と日常生活の行動圏域に基づいた地域区分であり、区の景観の特性に基づいた区分ではありません。</p> <p>なお、これまでは、区内を19の界隈に分け記述しておりましたが、今回は、景観特性をより明確にするため、骨子(案)第1章において、「文京区の景観の特性」を7つに整理し、それぞれの特徴と課題を示しています。また、資料編に景観特性ごとの地図を添付しております。</p>
10	景観特性	<p>骨格を重視することについて</p> <p>文京区の景観計画の柱は、p27の「景観づくりの基本方針」であると思います。その景観特性としての「地形」「骨格」などはいずれも重要ですが、その中身については、文京区全体のベース</p>	<p>(仮称)文京区景観計画では、ひとつひとつの坂道や歴史的資産など、個々の景観特性をより生かした景観形成を推進していきたいと考えております。その中で、幹線道路と神田川は、まちに帯状に広がり、都市の骨組みとなるものである</p>

		<p>となる地形・骨格をとらえきれてないと思います。個々の道路の軸や眺望としてではなく、長い年月を経ても変わらないカタチや場の状況がどのようなものかを示してほしいです。</p> <p>(たとえば、東京都景観計画の国分寺崖線景観基本軸のようなものです)</p> <p>旧景観基本計画では、文京区が台地と低地が代わるがわる存在していて、地形が襞状になっていることを図入りで示していて分かりやすいです。</p>	<p>ことから、「骨格」として区の景観特性の一つに位置付けております。第1章「文京区の景観の特性」については、より分かりやすく記載しました。</p> <p>文京区は、台地と低地が複雑に入り組む起伏に富んだ地形が特徴であることから、高低差を示した図を追加します。また、崖線周辺の建築物等については、色彩や意匠、低地からの見え方などについては、一般基準の中で検討いたします。</p>
11	<p>景観全般に対する取組</p>	<p>ランドマークや歴史的建造物などを景観の中心に据えることも大切だが、それならば、たとえば「銅御殿」を例に上げれば、区は、業者の言い分や、経済的効果などに右顧左眊せず、大ナタを振るって、区の財産を守ってほしい。そのくらいの覚悟で、この計画を進めていただかなければ、机上の空論に終わるだろう。</p> <p>しかし、実際に大切なことは、点ではなく線や面で、区民が生活している場を、美しく保っていくことを考慮してもらいたいということである。</p> <p>ランドマークや歴史的建造物に至る道路やその街全体も景観もちろんであるが、生活の安全と美観が一体となって考慮されるものでなくてはならないと思う。</p> <p>まさに「だれもが快適に暮らせるまちづくりが良好な景観づくりにつながる」のである。</p> <p>たとえば千石駅から六義園に至る、我が家の前の道路だが、大きな電柱が立ち並び、散歩道としての美観はない。と同時に大きな太いケーブルも含めてあらゆる電線が架かっている我が家の前の電柱など、東京に大震災があったらどうなるのだろう、との大きな不安</p>	<p>歴史的建造物については、ご指摘のとおり、面的なまちづくりの中で位置付けていくことが適切と考えております。そのためには、地域の方々の合意に基づく景観づくりへの取組が必要不可欠であり、区としても積極的に支援していきたいと考えております。</p> <p>なお、文化財や寺社などの歴史的資産の周辺の建物に対しては、歴史的資産との調和に配慮するとともに緑化を図るなど、歴史的資産を生かし、周辺が一体となって歴史を感じさせる景観をつくるための景観特性基準を定めることとしております。</p> <p>電線類の地中化については、「第2章 景観づくりの目標と基本方針」の「基本方針8 ③」において、電線類の地中化の推進について記載しております。</p>

		でいたたまれない。電柱の地中化を進めてもらいたい。これこそ、「快適に暮らせるまちづくりが良好な景観」となることではないだろうか。	
12	建物高さ	また、今回区で計画している「絶対高さ」の設定において、私の住む大和郷の三分の一程が、22メートル規制になっている。今回の景観計画では、「歴史・文化に培われて風格ある住宅地」として取り上げられているが、現在低層の住宅地であるこの地域に、22メートルの建物が建ったとしたら、この景観はまったく失われてしまう。同じ「都市マスタープラン」計画の中に、このような矛盾した計画があってもいいものだろうか？この22メートル規制はただちに撤回してほしい。この冊子にも書いてあるが、せめて5階建てまでが落ち着いた街づくりの景観なのである。	22m制限値については、その高さまで全域を誘導するという意図ではなく、敷地条件によって高く建てられる場合においても、この高さ以下に高さを抑えられるため、突出した建築物の出現を防ぐことができるというものです。
13	規制・誘導	区民としての私の最大の望みは、区民中心の区政であってほしい、ということである。区民の生活権を妨害する建物の建設などは、他の法律に先んじた区の法律を作り、区民の生活と、そこで快適に過ごせる景観を守って頂きたい。	建築物の建築等に対しては、景観法に基づき、良好な景観形成のために配慮すべき事項を示した「景観形成基準」を定め、指導・誘導を行うことにより、景観形成を進めてまいります。 なお、都市マスタープランにおいては、区民主体のまちづくりを進めることとしております。
14	規制・誘導	届出制度による規制といっても、規模が大きいものだけでは良い景観作りは難しいであろう。規制から逃れた小さな部分から、街並みは大きく変化して行く。規模の小さいものにも、規制をかけられるシステムを考えるべきではないか。	届出の対象となる行為・規模については、さらにきめ細かい景観形成を図るため、対象となる敷地面積や延床面積を引き下げ、届出対象を拡大したいと考えております。また、長期優良住宅の新築等については、今後も届出対象として、引き続き指導・誘導を行ってまいります。

15	目標と方針	<p>現在の東京は、どこに行っても同じ様な町になりつつある。流行のお店の入った大きなショッピングモールや、林立した高層マンション。安全性・利便性等色々な面において、古いものを新しいものにしてしまうのは、手っ取り早い方法である。しかし、一度壊してしまったものは、二度と蘇らない。そろそろ、歯止めをかけなくては、どの町と同じになってしまう。その点からいえば、“保存する”ということに強制力を持たせるべきだと思う。無論、この景観計画だけでは無理だと思うが、これを機に、文京区役所全体の動きとして、そうなることを切に希望している。</p>	<p>文京区は、坂、緑、史跡など、様々な景観特性が相まって「文京区らしい景観」を構成しています。こうした景観特性のひとつひとつを尊重し、それらを「守り、引き継ぎ、創る」ことを基本的なコンセプトとしております。</p>
16	その他	<p>(仮称)文京区景観計画骨子(案)への意見</p> <p>歴史的な町並みや緑が保全された景観などを文京区として積極的に維持向上させるという視点で、文京区が景観行政団体に移行することは望ましいことで、この一環として作成された本計画骨子も意欲的なものだと思います。これをさらに充実したものにするため、以下の通り意見を提出します</p> <p>地球環境の視点</p> <p>文京区の景観要素とされている歴史的遺産は主として江戸時代のものであるが、江戸時代の景観は単に歴史的遺産としてだけでなく、地球環境時代の21世紀に循環型社会を形成していく上で重要な要素である。関連して、一昨年成立した公共建築物等の木材利用促進法でも、公共施設に係る工作物における景観の向上及び癒しの醸成のための木材の利用</p>	<p>景観計画では、木材に限らず、自然石やレンガなど、自然素材が醸し出す質感やまち並みに与える表情などが景観づくりにおいては重要であると考えており、今後、景観形成基準を定める際に検討してまいります。</p>

	<p>(第18条)と指摘している。</p> <p>江戸時代の景観と緑に木造建築という要素を加えて、炭素を固定し人と地球環境に優しい、景観の要素と位置づけたらどうか。</p> <p>具体的な記述の例示としては以下のとおり</p> <p>1 第一章環境特性における記述の充実</p> <p>(2) 歴史・文化</p> <p>地域の景観の基礎となる歴史的資産 前略</p> <p>こうした地域の歴史を象徴する資産は、まちの歴史を感じさせるだけでなく、地域の個性を生かした景観づくりの基礎となる重要な価値を持っています。(以下を挿入) また、緑や木造建築物を中心としたこれらの景観は、今後の地球環境時代のなかの循環型社会の景観要素としても重要です。(以上挿入)</p> <p>(3) まちのまとまり</p> <p>歴史・文化に培われた風格ある住宅地 前略</p> <p>そうした住宅地では、歴史・文化に培われた風格のある景観をつくっています。(以下を挿入) また、これらの木造建築物を中心としたこれらの景観は、今後の地球環境時代のなかの循環型社会の景観要素としても重要です。(以上挿入)</p> <p>2 第2章 景観づくりの目標と基本方針の記述の充実</p> <p>基本方針5：自然環境を保全し(以下挿入) 木材の利用を進め、地球環境と(以上挿入) 人にやさしい環境を整える</p>	
--	--	--

		<p>(以下挿入)</p> <p>⑤公共建築物は木造化を進める 公共建築物等における木材の利用を促進し、地球環境と人に優しい景観を形成する。</p> <p>(以上挿入)</p> <p>参考 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律 (公共施設に係る工作物における景観の向上及び癒しの醸成のための木材の利用) 第十八条 国及び地方公共団体は、木材を利用したガードレール、高速道路の遮音壁、公園の柵その他の公共施設に係る工作物を設置することが、その周囲における良好な景観の形成に資するとともに、利用者等を癒すものであることにかんがみ、それらの木材を利用した工作物の設置を促進するため、木材を利用したそれらの工作物を設置する者に対する技術的な助言、情報の提供等の援助その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>	
17	建物高さ	<p>高さ制限との連動について 文京区で絶対高さ制限を定める高度地区の指定について議論がされています。景観計画と高さ制限は、同じ都市計画部計画調整課の所管であり、景観計画の議論は絶対高さ制限と連動しているべきと考えます。神社・仏閣や史跡など歴史・文化の集積が高い地域に高い建築物はふさわしくありません。</p>	<p>絶対高さ制限を定める高度地区については、都市計画法に基づく制限であり、景観計画は、都市計画法や建築基準法などによる制限に加え、建物の配置やデザイン、色彩などについて、良好な景観を形成するよう規制・誘導を行うものです。</p> <p>なお、歴史・文化的資源の保全などについては、地域住民の合意形成を図りながら、地区計画の活用などによって地域のルールをつくるのが適切な対応と考えております。</p>

18	その他	<p>緑化率の向上について 文京区内の全域で緑化率を向上させる施策をお願いしたいです。</p> <p>昨年、計画調整課で策定された都市マスタープランでは都市緑地法に基づく緑化地域制度を導入することが謳われています。</p> <p>緑豊かで歴史を感じられる情緒ある空間を整備することが、文京区全体の評価を高めると考えます。</p>	<p>平成11年に策定した「緑の基本計画」や「みどりの保護条例」などにに基づき、一定規模以上の建築物の新築等に当たり、緑化を指導しております。また、「屋上等緑化助成」や「生垣助成」、公園緑地の整備などの施策を行っており、緑被率や一人当たりの公園面積、身近な公園の面積率を向上させるよう取り組んでおります。</p> <p>なお、都市マスタープランにおいては、都市緑地法に基づく緑化地域制度を導入することは謳っておりませんが、部門別の方針として「緑と水のまちづくり方針」の中で、区民等と区が協働して、宅地内の緑の保全と緑化の推進に努めることとしております。</p>
19	景観特性	<p>坂道の景観について 文京区民が誇りにしている坂道の景観を守っていただきたいです。区内の坂道を紹介する多くの書籍が刊行されており、たとえば、小石川二丁目の堀坂は、江戸期に堀氏自らが道路整備したことを示した「堀坂の道標」が多くの記事で紹介され、それをもとに、区内外から多くの散歩者が訪れています。堀坂、六角坂の周辺住民は、平成20年10月28日に約650筆の署名付きで「堀坂、六角坂の開発に関する陳情」を行っており、緑地帯を伴う歩行者優先型の道路を整備し、歴史性に配慮した歩行者空間の形成に努めることを求めています。</p>	<p>坂道は「文京区らしさ」を構成する景観特性であることから、「第1章 文京区の景観の特性」、「第2章 景観づくりの目標と基本方針」の「基本方針1」及び「第3章 良好な景観づくりのための景観形成基準」の景観特性基準のひとつに坂道を位置付け、坂道の特性に応じた景観づくりを進めてまいります。</p>
20	目標と方針	<p>斜面地の保護について 文京区は斜面地が多く、斜面地の景観を保護するための施策をお願いしたいです。</p> <p>他の区では住居系地域だけでなく準</p>	<p>「第2章 景観づくりの目標と基本方針」の「基本方針2 ⑤」において、斜面緑地を保全・継承していくとともに、これらと調和した景観を形成していくこととしております。</p>

	<p>工業地域などにおいても斜面地建築物を規制しています。 よろしく願いいたします。</p>	<p>また、「文京区斜面地における建築物の容積率緩和の制限に関する条例」を制定し、いわゆる地下室マンションが住宅地下室の容積率緩和を極端な形で利用することを制限することによって、斜面地の一定の保全を図っています。</p>
--	--	--

(3) 区民説明会における意見・質問と区の考え方

①12月15日(木) 駒込地域活動センター

番号	区分	意見・質問	区の考え方
21	景観形成重点地区	根津の景観形成重点地区について、話し合いはどの程度まで進んでいるのか。	平成23年12月13日に景観審議会で決定されたばかりであり、地元への説明等はこれから行う予定です。 今後は景観の視点から、地区住民と協働して、検討を進めていきたいと考えています。
22	その他	骨子(案)p.62の「大規模な緑のまとまり」の範囲は、何を基にしているのか。	都市マスタープランの「景観形成の方針」における「景観形成の方針図」で、「緑のまとまりの波及」としている範囲を基にしています。
23	景観形成重点地区	景観形成重点地区は、どのような経緯で選定したのか。	客観的な選定指標に基づき、12の候補地区の中から、景観審議会において選定しました。
24	景観特性	骨子(案)p.6以降に「景観形成上の課題」が書かれているが、今後これらの課題をどのように解決していくのか。	景観計画に、これらの課題を踏まえて景観形成基準を定めることにより、良好な景観形成を図ります。 なお、景観形成基準の具体的な内容については、24年度に検討を行うこととしております。
25	規制・誘導	景観と用途地域の関係はどのようになっているのか。例えば、六義園周辺(不忍通り沿道)の用途地域は商業地域となっているが、東京都景観計画では六義園周辺を景観形成特別地区に指定して景観指導しており、矛盾が生じているのではないか。あの辺りは、例えば住宅地にするなど、もっと六義園に関わりのある形にしてほしい。	用途地域は、土地利用の観点から、都市計画に定められているものです。景観形成は、それぞれの土地利用や地域特性などを踏まえながら進めていくこととなります。
26	規制・誘導	区の指導や誘導に協力しない人に対し、どれだけ協力してもらえるかというルールが必要であると思う。届出規	さらにきめ細かい景観形成を図るため、対象となる敷地面積や延床面積を引き下げ、届出対象を拡大したいと考えてお

		模に該当しない建物は、景観について何も配慮しないままに建てられてしまう。罰則は強く設けるべきである。	ります。
27	建物高さ	本郷通り沿いに高層建物が建ち並び、裏側の住宅地に日が当たらない。また、3.11 のような大震災が東京に来ない保証はなく、沿道建物の倒壊等防災上も危ない。区はこのような高層建物を認めてきたのか。	都市計画法や建築基準法などの関係法令を遵守した計画については、建築できることとなります。ちなみに、本郷通りの裏側の住宅地には日影規制がかかっております。 また、一定規模以上の建築物については、指導課において、「文京区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整及び開発事業の周知に関する条例」に基づき、事業主の方に、良好な近隣関係に努めるよう指導しております。さらに、震災時の緊急物資輸送や避難の要となる幹線道路沿道の建築物については、東京都と区が連携しながら、建物の倒壊による道路閉塞を防ぐため、耐震化の促進を図っております。 現在区では、周辺から著しく高さが突出した建物により、住環境や景観が損なわれないようにするため、都市計画に絶対高さ制限を定めるための検討を進めております。
28	規制・誘導	例えば六義園周辺については、景観計画骨子（案）で基本的な方針を示しているのだから、都市計画法等のことだけでなく、そのことについても触れて、魅力的な回答をいただきたい。	骨子（案）の第2章に、基本方針をお示ししております。今後は、基本方針に基づき、都市計画法や建築基準法などによる規制に加え、良好な景観を形成するための景観形成基準の検討を行ってまいります。
29	規制・誘導	他自治体では、建築基準法には則っているものの、景観法で不認可となったケースがある。建築基準法等ではなく、景観を優先して取り組んで欲しい。そうしないと良い景観は守れない。	景観計画では、都市計画法や建築基準法などによる規制に加え、良好な景観を形成するための景観形成基準により指導していく考えです。景観形成基準は、数値等による具体的な規制ではなく、周辺への配慮を主眼とした内容を基本としたいと考えております。

30	規制・誘導	この景観計画が策定される直前に、いわゆる駆け込み申請が増えることが懸念される。	現在も、景観条例に基づき、景観についての指導・誘導を行っており、景観計画が策定されるまでの間においても、指導・誘導を行っていきます。
31	スケジュール・進め方	この骨子（案）は、計画としてほぼでき上がっているものなのか、それとも中間のまとめ程度のものなのかなど、どの程度まで完成されているものなのか良く分からない。	骨子は、あくまで骨組みをお示ししているものです。景観計画に定める景観形成基準については、来年度検討し、内容をお示しする予定です。
32	景観形成基準	骨子（案）p.37に「周辺への配慮を主眼とした内容を基本とします」と示されているが、その景観形成基準の内容について話をしていただきたい。	一般基準、景観特性基準、地区限定基準の3段階の基準を考えています。例えば、景観特性基準のひとつである歴史的資産基準では、歴史的資産を際立たせるよう、外観デザインの調和を図ることや、歴史的資産から周辺を見渡した際に見える室外機等を目隠しすることなどを考えています。
33	景観全般に対する取組	文京区に古くから住んでいる人と、新たに入って来た人とは、考え方にギャップがある。両者が楽しく住める環境づくりが大事である。建物の形や色など見栄えといったハードだけを規制するのではなく、営みや暮らし方、地域交流といったソフト面を充実させる仕組みを考えることが必要である。計画の冒頭に、人々にどのような暮らしをしていただきたいかという思いやアイデアなどを掲げるべきではないか。	豊かな楽しい暮らしを実現するためには、様々な計画やそれに基づく施策を展開し、実践を積み重ねていくことが重要と考えております。景観計画では、景観の視点から、景観法に規定している事項を基本とした内容について盛り込んでいきたいと考えております。 骨子（案）では「第2章 景観づくりの目標と基本方針」の「(2) 景観づくりの目標」において、「だれもが快適に暮らせるまちづくりが良好な景観づくりにつながる」と記載しており、良好な景観づくりを推進していくことにより、区民が豊かに楽しく暮らせるまちづくりを進めていきたいと考えております。なお、「はじめに」において、景観計画の主旨をより分かりやすく記載いたしました。

34	規制・誘導	高さ制限については、既存不適格の建築物について、一度は現状の高さで建替えを認めるという特例を設けているが、景観計画では、景観にそぐわない建築物が現にある場合はどうするのか。	景観計画が策定される以前に建築された建物等について、遡及適用することはできません。景観計画の内容については、策定後に建替え等がなされる場合に景観事前協議を行い、景観形成基準に基づいて指導・誘導を行っていくことになります。
35	景観基本計画との関係	景観計画が策定された場合、現在の景観基本計画はどうなるのか。	これまでの景観基本計画は、今回の景観計画策定に伴い廃止となりますが、主な内容は景観計画に引き継がれることになります。
36	目標と方針	現在の景観基本計画の方が、冊子としての見せ方も良かった。この景観計画で何がしたいのか、大きな目標が今一つ見えないので、これから頑張ってもらいたい。	今後、景観計画の素案を検討する際に、図版やイラストなどを活用し、視覚的に理解しやすい工夫を行います。また、景観形成基準をできる限り分かりやすい文言で定め、さらにその内容を具体的に示す「ガイドライン」を作成することにより、景観計画についての理解が深まるようにしていきたいと考えております。
37	景観基本計画との関係	景観基本計画であった界隈別方針が無くなったのが残念である。	現在の景観基本計画における19界隈の中には、必ずしもまちのまとまりとしての景観特性が明らかでないものも含まれていると考えており、今回の景観計画では、より景観の特性が明らかとなる7項目を景観特性として抽出しました。小日向や根津など、界隈として明らかに認識できる地区については、「まちのまとまり」として位置付けております。
38	その他	「景観づくり」「景観」「風景」という言葉が混ざっているので、p.26の「景観づくりの目標」など、内容を分かりにくくしていると思う。	「景観」については、骨子(案)の「はじめに」において説明しております。「景観」と「風景」については、使い分けを精査しました。
39	景観特性	景観特性の7つの項目が何を根拠に出してきたのか分からない。	都市マスタープランの「魅力を生かすまちづくり方針」に示されている魅力要素及び景観基本計画における基本方針と

			の整合を図りながら、景観に関する基礎調査に基づき抽出しました。
40	景観形成の推進	第7章について、住民の取組についてもう少し書き込みをお願いしたい。	今後、充実させていきたいと考えております。その中で、区民、事業者、区の役割や責務などについて検討することとしております。
41	公共施設の景観	自転車レーンのカラーリングが煩雑である。安全対策の方法は、単に塗ればいいということではなく、他にもあるように思う。	自転車レーンの標示については、今後の検討課題として、国や都とも協議をしながら取り組んでいきたいと考えております。

②12月16日（金）不忍通りふれあい館

番号	区分	意見・質問	区の考え方
42	建物高さ	根津2丁目に8階建ての高層マンションが建設された。低層住宅が主体の下町では、圧迫感を感じる。なぜそのようなものが建てられるのか。	都市計画法や建築基準法などの関係法令を遵守した計画については、建築できることとなります。 現在区では、周辺から著しく高さが突出した建物により、住環境や景観が損なわれないようにするため、都市計画に絶対高さ制限を定めるための検討を進めております。また、景観計画では、都市計画法や建築基準法などによる規制に加え、良好な景観を形成するための景観形成基準により指導していく考えです。
43	その他	ワンルームマンションでゴミ出し等の管理がうまくいっておらず、問題である。	「文京区ワンルームマンション等の建築及び管理に関する条例」により、一定規模以上のワンルームマンションの建築や管理などに関して、指導しております。
44	景観形成重点地区	景観形成重点地区として根津を選定したのは、どのような目的なのか。	根津は、都市マスタープランに地域拠点として位置付けられており、また、まちづくり基本計画が策定されていることなどを踏まえて、景観審議会での検討の結果、景観まちづくりを進めることがふさわしい地区として選定されたものです。今後は、景観の視点から根津の地域特性を踏まえながら、ワークショップにより地域の方々との意見交換を行い、基準等の検討を進めていきたいと考えております。
45	規制・誘導	赤札堂の裏にマンションが建設されるようだが、規制の対象になるのか。	現在実施している景観事前協議制度に基づき、景観アドバイザーの助言を得ながら、地域に調和した計画となるよう指導・誘導をしていきたいと考えております。

46	景観形成重点地区	根津の景観形成重点地区では、現在の木造密集地域をそのまま守ろうという考えなのか、それとも新たに創っていくという考えなのか。	<p>守るべきものは守り、創り出す必要があるものは新たに創るという考えです。その際に、それらが地域にふさわしいものとなるよう、工夫をしていく必要があると考えております。</p> <p>根津については、現在の良好な下町風情を大切にしたいと考えています。2項道路でセットバックしなければならない場所においては、道路が拡張されても風情を残すような方法があると考えています。地域の方々と協働して、その方策等を検討していきたいと考えております。</p>
47	目標・方針	文京区は江戸時代にまちの基盤ができ、明治、大正、昭和、平成とそれぞれの時代的背景があって景観が形成されてきていると思う。歴史的な遺構や建物は数が減ってきており、残していくことが必要だと思う。どのようなコンセプトで景観行政を進めるのか。	現在ある良好な景観は守っていききたいと考えております。お示ししている骨子（案）では、景観を「守り、引き継ぎ、創る」ことを基本的なコンセプトとしております。
48	その他	根津は狭小の建物が多く、共同化するという方法もあると思う。それと景観との調和はどうするのか。現実的には難しい。	<p>具体的に共同化等を進める際には、まちづくり基本計画に基づき、個別に検討していくことになると考えております。</p> <p>また、工夫の仕方によっては、地域にふさわしい計画にすることも可能であろうと考えております。コンサルタント派遣制度等のまちづくりに関する制度もありますので、ご活用していただきたいと考えております。</p>
49	景観形成重点地区	根津駅周辺地区まちづくり基本計画が策定されているが、まとまっているような気がしないような気がする。区の担当者は数年で変わってしまうし、策定時にも外部の業者を入れていて、これでいいのかと感じた。また、根津は借家や狭小の建物が多く、難しいところもある。うまく進めていっていただきたい	地区住民と協働して策定した根津駅周辺地区まちづくり基本計画に基づいて、まちづくりを行っていききたいと考えております。まちづくりは時間のかかるものであり、短期的に何かを実現することは難しいことではありますが、課題の解決も含めて、地域の方々と景観の視点からのまちづくりについて、話し合いを進め

		い。	ていきたいと考えております。
50	都や隣接区との整合・調整	今回の景観計画では、隣接する台東区や東京都との調整はしているのか。	まずは文京区としての考え方をまとめた上で、周辺区との意見調整を図る予定です。 また、区が景観行政団体に移行するためには、景観法の規定により、東京都との協議が必要であることから、適宜調整を図っていきます。

③12月19日（月）アカデミー茗台

番号	区分	意見・質問	区の考え方
51	景観形成の推進	まち並みウォッチングの実施主体はどこか、また、目的は何か。	区が主催しております。 景観についての普及啓発を目的に年に1回実施し、20名程度の参加があります。景観事前協議制度により指導した建物や、都市景観賞の受賞物件などを、景観アドバイザーの解説を聴きながら、景観という視点から見て回る事業です。
52	景観全般に対する取組	文京区は、これまでにどのような景観行政を行ってきたのか。	平成9年に景観基本計画を策定し、11年に景観条例を制定しました。建築物や広告物などについて、景観ガイドラインや屋外広告物景観ガイドラインなどにより、文京区らしいまち並みを形成するよう指導・誘導を行ってきました。 現在は、自主条例に基づくものですが、今後は、景観法に基づく景観行政団体に移行し、景観計画を策定して、法に基づく指導・誘導を行っていきたいと考えております。
53	建物高さ	骨子（案）は、非常に良いものが出てきていると思う。建物高さについては景観法では規制できないということだが、セットバックするなど考え方があると思う。 また、骨子（案）に書かれていることは、地域でも一生懸命勉強会等を行い取り組んでいる。区の考え方が定まっていないうように感じていた。このような計画を策定するのであれば、計画の内容を具現化するよう推進していただきたい。	建物の高さについては、現在区において、都市計画法に基づく絶対高さ制限の指定について検討しております。景観計画では、景観形成基準を定め、周辺に配慮した形態や意匠、色彩などについて、指導・誘導を行い、良好な市街地景観を形成していきたいと考えています。
54	その他	景観の定義は何か。	骨子（案）の「はじめに」に記載しておりますが、目にしているまちの様子や、歴史や文化の積み重ねによってつくり上げられているものであること、また、

			人々の活動や営みも含めて景観として捉えております。
55	規制・誘導	骨子(案) p.22 の緑視率について、具体的に何%にするなどの規制はあるのか。	これまでは「緑被率」という考えに基づき、緑に関する施策を行ってきましたが、平成22年度に改定した都市マスタープランにおいて、歩いていて目に見える緑を確保していく必要があることから、「緑視率」の考え方を盛り込みました。具体的に何%にするという規制はありませんが、道路に接する敷地の部分に緑化をしていただくなど、潤いのある景観形成を推進していきたいと考えております。
56	建物高さ	春日通りの景観に見合う建物の高さはその程度だと考えているのか。	敷地前面の道路幅員によって、容積率が規定され、建物高さに反映されていくものと考えております。現在、区で検討している絶対高さ制限についての第1次素案では、幹線道路沿道の容積率600%の商業地域において、47mの制限値を提案しております。
57	建物高さ	商店街でも開発が進み、個人商店がなくなっている。茗荷谷駅周辺やシビックセンター周辺でも、開発が進んでいる。大規模な開発で、東京都が許可したものについては区の意見は通らないのか。見苦しい室外機やゴミ置き場については指導できるが、景観法では建物の高さの規制が実質的にはできないということであるならば、意味がない。	東京都が許可する案件であっても、文京区景観条例による景観事前協議の対象であるため、指導をしております。現在区では、周辺から著しく高さが突出した建物により、住環境や景観が損なわれないようにするため、都市計画に絶対高さ制限を定めるための検討を進めております。景観計画では、都市計画法や建築基準法などによる規制に加え、良好な景観を形成するための景観形成基準により指導していく考えです。景観形成基準は、数値等による具体的な規制ではなく、周辺への配慮を主眼とした内容を基本としたいと考えております。なお、景観地区を定めることができれば、その中では、高さ規制も可能となります。

58	景観形成基準	地域ごとで景観の捉え方や考え方が違うと思うが、建物の高さだけでなく、緑に関することも非常に大事だと思う。	緑の確保については、今後、景観形成基準を具体的に定める中で検討していきたいと考えております。
59	規制・誘導	目白坂や小石川植物園などの例を見ても、緑が減少していていると思う。また、やはり、超高層の建物ができる、これまでの環境が破壊されてしまう。春日通り沿いは商業地域に指定されているが、実際は住宅地である。無茶な開発はしないで、現在ある緑や良好な環境などを残していきたいという思いである。法による規制は難しいかもしれないが、行政指導により勇み足くらいの思いで、できる限りのことをして欲しい。要望として申し上げる。	緑の確保については、今後、景観形成基準を具体的に定める中で検討していきたいと考えております。
60	公共施設の景観	春日通りの街路樹の剪定がされていない。国とうまく連携を図って、剪定をしてほしい。	7～9月に開催した意見交換会の際にもご指摘を頂き、春日通りを所管する国に連絡しておりますが、再度、申し伝えます。
61	公共施設の景観	電線・電柱の地中化をしてほしい。	都市計画道路の拡幅に合わせて地中化している箇所があります。また、区道でも一部、地中化を行っております。しかしながら、地中化のためには、十分な歩道幅員が必要となるなど、課題が多いことも事実です。骨子（案）では、基本方針の中に、地中化についても盛り込んでおります。
62	その他	夜間の景観について記載がない。	例えば、街路灯や公園内の照明については、防犯面や安全性の観点から明るい方が良いという意見もあれば、近隣住民からすると明る過ぎるので暗くして欲しいという意見もあるなど、関係する方々の意見調整が難しいところがあります。このような具体的な内容の基準をつくるためには、住民の合意が必要となるた

			め、骨子（案）には記載しておりません。ただし、景観形成重点地区において、地区住民の合意を図る中でそのような考えが出てくれば、検討することは可能であると考えております。
63	景観特性	現在の景観基本計画における「界隈」と、骨子（案）の「まちのまとまり」の違いは何か。	景観基本計画における「界隈」と骨子（案）の「まちのまとまり」は、基本的には同じものと考えておりますが、現在の景観基本計画における19界隈の中には、必ずしもまちのまとまりとしての景観特性が明らかでないものも含まれていると考えており、今回の景観計画では、より景観の特性が明らかとなる7項目を景観特性として抽出しました。小日向や根津など、界隈として明らかに認識できる地区については、「まちのまとまり」として位置付けております。
64	規制・誘導	目白坂でも多くの緑が失われた。そのような開発がないようにすることが必要だと思う。都市緑地法による緑化地域制度や絶対高さ制限など、様々な規制と連携して、実効性のある施策をお願いしたい。ご要望として申し上げる。	豊かな楽しい暮らしを実現するためには、様々な計画やそれに基づく施策を展開し、実践を積み重ねていくことが重要と考えております。景観計画では、景観の視点から、景観法に規定している事項を基本とした内容について盛り込んでいきたいと考えております。
65	景観全般に対する取組	景観法に基づく景観地区を区全域に指定することはできないのか。	景観地区については、住民の合意形成が前提になると考えております。地域の方々の合意に基づく景観地区の検討を行う場合には、区としても積極的な支援をしていきたいと考えております。
66	景観特性	景観特性のひとつである坂道については、骨子（案）p.51に掲載されている坂道の中から、特徴的なものを選んで位置付けるのか。	骨子（案）p.51に掲載している坂道に限らず、区内にある全ての坂道を景観特性として位置付けております。

④12月20日（火）文京福祉センター

番号	区分	意見・質問	区の考え方
67	建物高さ	景観計画が策定されると、マンション開発等の規制に効力はあるのか。	現在行っている景観指導は、自主条例に基づくものですが、この度策定する景観計画は景観法に基づくものであり、より実効性の高い景観形成を図ることができるものと考えております。なお、景観計画は、建物のデザインや色彩など、景観の視点から指導・誘導を行うものであり、建物の規模等を規制するものではありません。
68	建物高さ	現在区内の各地で進められている大規模開発を見ると、必ずしも地域環境にふさわしいものができているとは思えない。企業や行政だけの論理で進行しており、地元住民の思いが反映されていないように見受けられる。是非、意欲的に取り組んで欲しい。	大規模敷地における計画については、区との事前協議において周辺地域に十分配慮した計画となるよう、指導しているところです。 また、現在区では、周辺から著しく高さが突出した建物により、住環境や景観が損なわれないようにするため、都市計画に絶対高さ制限を定めるための検討を進めております。 地域住民の合意形成が図られれば、地区計画を定めることによって、その地区によりふさわしいまちづくりのルールを定めることもできます。
69	景観形成重点地区	景観形成重点地区に根津が選定されたことは非常に良いと思うが、防災面等の課題が多い。これから検討を進める中で、そのような課題とどのように整合性を取るのか。共同化と景観は両立するのか。	根津については、防災面等の課題はあると認識しております。「根津駅周辺地区まちづくり基本計画」を策定しており、今後は景観をきっかけに、建替える際に防災性や景観に配慮された建物とするなど、地域の方々と検討を進めていきたいと考えております。また、共同化においても、工夫により景観と十分両立できるものと考えております。
70	スケジュール・進め方	今回は景観計画の骨子（案）のパブリックコメント・説明会ということだが、景観計画を策定する際にも同様に行う	同様に行う予定です。

		のか。	
71	スケジュール・進め方	今回の区民説明会の周知方法はどのようになっているのか。	区報への掲載や区設掲示板・町会掲示板へのポスター掲示を行い、まち並みウォッチング参加者、7～9月に開催した意見交換会の参加者、町会長、商店会会長、小・中学校のPTA会長などに案内チラシを送付しております。また、11月25日・26日に開催した文京博覧会の受付にチラシを設置し、Bーぐるの車内、文京シビックセンター地下2階ギャラリーモールにポスターを掲示しております。さらに、こらびっと文京のツイッターでツイートするなど、広く区民の参加を求めて周知活動を行いました。
72	公共施設の景観	電線・電柱の地中化をしてほしい。	都市計画道路の拡幅に合わせて地中化している箇所があります。また、区道でも一部、地中化を行っております。しかしながら、地中化のためには、十分な歩道幅員が必要となるなど、課題が多いことも事実です。骨子（案）では、基本方針の中に、地中化についても盛り込んでおります。
73	規制・誘導	本郷館も結局壊されてしまった。また、坂下通りの辺りでも古い建物が残っている。古き良き建物を残すように何とかならないか。	歴史的な建物や趣のある木造建物を残していくためには、景観法では景観重要建造物に指定するという方法がありますが、文化財や景観重要建造物に指定されると、改築等において厳しい制限がかかることになるため、指定に当たっては、所有者の同意が前提になると考えております。また、建物の保存に当たっては、建物の安全性や防災性などについても十分考慮しながら検討していく必要があると考えております。

⑤12月22日（木）アカデミー文京

番号	区分	意見・質問	区の考え方
74	規制・誘導	東京都景観計画では、大規模な庭園等の周辺において景観誘導区域を指定し、都市計画法等に基づく高度利用地区や再開発事業などの大規模な建築物について指導を行っている。文京区が景観行政団体に移行し、景観計画を策定した際に、景観誘導区域の考え方はどのようになるのか。	東京都景観計画については、基本的に引き継ぐこととなります。 ただし、東京都は、文京区が景観行政団体に移行した後も、景観誘導区域における景観指導を引き続き行うこととなります。景観計画では、大規模な建築物の建設等に対し、文化財庭園の周辺に限らず区内全域において、より積極的に景観への貢献を求めるための基準を定めることとしており、東京都と役割分担をしながら、景観形成を図っていきたいと考えております。
75	その他	坂道等は、歩くにつれて景色が変わる。そのような動的景観について、どのように考えているのか伺いたい。また、景観計画に明文化していただけるのか。	景観形成基準については、現段階では、景観形成の方向性を示すに止まっており、具体的な内容については、今後検討することとしております。ご指摘の点については参考にさせていただきます。
76	スケジュール・進め方	今後、景観計画が策定される際に、条例やガイドラインの取扱いや、景観計画と建築基準法との整合など、どのように運用していくのか。また景観は感性によるものだと思うが、景観形成基準の運用はどのように進めていくのか。	平成24年度に景観行政団体となり、その後、景観計画を策定するとともに、条例を制定する予定です。 ガイドラインは、新たな景観計画に基づくものとなります。建築基準法はこれまでどおり適用されることとなります。また、現在実施している景観事前協議制度を引き継ぎ、一定規模以上の建物の新築等がなされる場合には、景観アドバイザーを活用しながら、個別に景観形成基準に基づいて指導・誘導を行ってまいります。
77	景観特性	景観特性基準の坂道について、骨子（案）p.51に記載のある矢印の範囲を指定するものなのか。	骨子（案）の図の矢印はあくまでもイメージであり、ここに記載されていない名前のない坂道も含め、区内にある全ての坂道を景観特性として位置付けております。

78	都や隣接区との整合・調整	上位計画である東京都景観計画との整合について、東京都が許可したものについては、区の意見は通らないのか。	現在区内では、区と都が個別に景観行政を進めている状況です。文京区が景観行政団体に移行することにより、基本的には、都が行っている景観行政は、区に引き継がれることとなります。 ただし、例外として、景観誘導区域における大規模な建築物に対しての指導は、都と区の双方が行うこととなっているため、都と区が連携を図りながら進めていくこととなります。
79	規制・誘導	景観計画で、総合設計制度等を規制することはできるのか。	総合設計制度は、建築審査会の同意を得て、特定行政庁が許可するものです。景観計画においては、建築審査会では審査対象項目となっていない色彩やデザインなどについて、良好な景観形成を図るための基準を定めていきます。 したがって、景観計画では、景観地区を定めない限り、規模等の規制はできません。
80	景観形成基準	文京区が景観行政団体になった場合、景観形成基準については、東京都景観計画で定めているものより厳しくなるのか。	現在よりも厳しくきめ細かい基準を定めたいと考えております。
81	景観形成基準	今後、個別に景観指導していくことになると思うのだが、景観はファジーなものであり、例えば色彩等の数値基準を定めるのは非常に難しいと考える。区民の声を聴きながら基準を作成するのは大変だと思う。より練ったものでお願いしたい。	現行の色彩ガイドラインは、区内の建築物の色彩を調査した上で策定しております。 景観形成基準を作成する際には、区民も参加している検討委員会や景観審議会での検討を行い、さらに、説明会やパブリックコメントを実施して、区民の意見を反映させていきたいと考えております。
82	規制・誘導	個別に指導をする際には、景観の理想像が大切であり、景観アドバイザーだけでなく区民や事業者と共有することが必要だと思う。	ご指摘のとおりだと考えております。景観形成基準については、今後作成する分かりやすい図版等で示すことにより、景観アドバイザーや区民、事業者が共有できるものにしていきたいと考えており

			ます。
83	景観形成基準	各地区で細かい景観形成基準を決めていくのか。	一般基準、景観特性基準、地区限定基準の3段階の基準を定めたいと考えております。景観形成重点地区については、地区を限定して適用するルールとして、地区限定基準を定めることにしております。
84	スケジュール・進め方	根津の景観形成重点地区における今後の展開を教えてください。	今後は、景観の視点から根津の地域特性を踏まえながら、ワークショップにより地域の方々との意見交換を行い、基準等の検討を進めていきたいと考えております。
85	その他	「地区」「まち」という言葉の定義はあるのか。	特に定義はしておりません。
86	目標・方針	より良いものを更に良くしていくのか、悪いものを直していくのかなど、どのような状況をどこまで良くするのかといった景観形成の狙いどころや求めているレベルが良く分からない。	今後、景観形成基準を作成する中で、具体的な検討をしていくことにしております。
87	景観形成重点地区	文京区は、商業地・住宅地など景観のバリエーションが多くあり、類型化できるのではないかと思う。ついては、景観形成重点地区は1地区ではなく、複数地区で進めていく方が良いのではないか。	景観形成重点地区については、そこで定める基準は、規制となる内容が含まれることが想定されることから、地区住民と協働して検討することを基本としており、地区住民の合意形成が前提となります。合意形成には時間がかかることから、まずは、モデル地区として1地区において、景観形成を進めていきたいと考えております。そのため、合意形成等の条件が整えば、順次地区を増やしていきたいと考えております。
88	公共施設の景観	骨子（案）に、いわゆる復興小学校についての記載がないが、区としては残していないのか。	復興小学校については、今後の検討課題と考えております。

89	規制・誘導	<p>東京大学の銀杏並木、安田講堂の背後にある高層建物が良くない。その他にも妙なものがある。東京大学にも先導的な役割があると思うので、今後、指導をしていただきたい。また、構内には良いものもあるので、表彰など褒めることも必要である。</p>	<p>東京大学はキャンパス計画を作成し、景観に配慮されたキャンパスになるように取り組んでいると聞いております。景観事前協議の対象となるので、新たに建てられるものについては、今後とも指導していきたいと考えております。</p> <p>また、区では、文の京都市景観賞を表彰しており、「東大銀杏並木と安田講堂」については、今年度のふるさと景観賞を受賞いたしました。</p>
90	都や隣接区との整合・調整	<p>東京都と文京区で考え方がぶつかった場合、どのように対処するのか。</p>	<p>文京区が景観行政団体に移行した後は、都と区で考え方の齟齬が生じないように、東京都と十分に調整を図りながら手続きを進めていきたいと考えております。</p>
91	スケジュール・進め方	<p>文京区の景観は文京区がやるのだという気概はあるのか。</p> <p>また、景観に関心のある区民もたくさんいると思う。説明会等の開催が平日の18時では、来られない方も多いため、工夫をするなど、区民に理解を求め、味方につけるような姿勢で取り組んで欲しい。</p>	<p>これまでの文京区における景観行政をさらに一歩進めるため、景観法に基づく景観行政団体への移行を検討しております。</p> <p>説明会の開催時間等についても、多くの区民の方に来ていただけるよう配慮し、景観行政に対してご理解とご協力がいただけるよう、努力していきたいと考えております。</p>
92	景観形成重点地区	<p>景観形成重点地区を選定する景観審議会において、あまり議論が白熱していないように感じた。自分たちのまちを景観形成重点地区にして欲しいという要望があることも考えられる。区の姿勢として、あまり区民の方に向いていないように感じる。今後、根津の景観形成重点地区においては、住民を巻き込んで検討していくのか。</p>	<p>今後は、景観の視点から根津の地域特性を踏まえながら、ワークショップにより地域の方々との意見交換を行い、基準等の検討を進めていきたいと考えております。</p>
93	その他	<p>景観は目に見えるものだけでなく、音に関することも景観ではないか。もし盛り込めるのであれば、検討を要望し</p>	<p>音に関する基準については、景観計画で定めることは難しいと考えております。</p>

		たい。	
94	景観形成重点地区	ワークショップ等を行っていくとのことだが、今後の展開を教えてください。	今後は、景観の視点から根津の地域特性を踏まえながら、ワークショップにより地域の方々との意見交換を行い、基準等の検討を進めていきたいと考えております。
95	その他	<p>本郷通りの歩道上に個人の植木等が置いている場所があり、交通安全の妨げになっている。道路管理者は都なので区では対処できない、個人の所有物なので注意はできるが勝手に除却できないといった理由で、都と区にお願いしても改善されず、3年も経っている。その個人の敷地は角地で、区道と都道に面しており、文京区の安心・安全まちづくり条例に照らし合わせれば、どけるべきであり、都と区で線引きをしないで欲しい。また、放置自転車の問題でも、駅前等特定の重点的な区域以外はできないなど、決めた計画などが区民にとってプラスにならない。この度の骨子（案）でも、放置自転車の解消、歩く人にやさしい歩行空間を創造するなど書いてあり、良い方向へ持っていきたいという思いは解るが、区民の立場から言うと、今ある住民の身近な問題を解決して欲しい。</p> <p>景観とは幅が広い概念なので、尚のこと、計画を策定しただけで終わらせるのではなく、都や他部署と連携を強くして、取り組んで欲しい。</p>	<p>本郷通りの件については、都に申し伝えております。今後とも、皆様からのご要望については、様々な機会を捉え、国や都に伝えていく考えです。</p> <p>豊かな楽しい暮らしを実現するためには、様々な計画やそれに基づく施策を展開し、実践を積み重ねていくことが重要と考えております。</p> <p>景観計画では、景観の視点から、景観法に規定している事項を基本とした内容について盛り込んでいきたいと考えております。</p>